

### 平成28年度 箱根町 教育委員会表彰

箱根町の教育に貢献のあった個人および団体並びに他の模範と認められる方を表彰し、教育の振興を図ることを目的としています。

今回表彰された方とその功績は、次のとおりです。(敬称略)

◎高島 和之(宮城野)

永年にわたり、青少年指導員として青少年の健全育成に貢献した功績

◎鈴木 フミ子(仙石原)

俳句の指導を通じ、社会教育団体の育成および町民の教養の向上に寄与した功績

◎下田 秀道(小田原市)

篆刻の指導を通じ、社会教育団体の育成および町民の教養の向上に寄与した功績

## 第2子以降の 保育料無料化 がスタートします。

平成29年4月から認定こども園、幼稚園、保育所に通う第2子以降の保育料が無料になります。

【対象】箱根町内に住民登録がある第2子以降の園児

○第1子の年齢は問いません。

○保護者の所得に制限は設けません。

○第1子が町外に転出している場合等でも対象となります。

【申請】第1子が町外に転出している場合など、対象となる園児が第2子以降であることの確認が必要な場合は、戸籍抄本などの証明書が必要です。箱根町内に第1子の住民登録がある場合、手続きを行う必要はありません。

※延長保育の利用料金は、無料化の対象外ですので、注意してください。

照会先 子育て支援課 ☎85-9595



### 予防接種のお知らせ

#### 風しんワクチン

風しんは、春先から初夏にかけて感染者が増加します。生まれてくる赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るためにも、流行前に予防しましょう。

対象 誕生日が平成7年4月1日以前で、町に住民登録があり、これまでに風しんにかかったことのない方(既に助成を受けた方、風しん予防接種を2回済ませた方を除く)

#### 高齢者肺炎球菌ワクチン

年齢により接種できる年度が、平成30年度まで限定されています。今年度対象となる方には、4月上旬に「オレンジ色」の接種券を送付します。

対象 町に住民登録があり、平成30年3月31日現在で、次のいずれかに該当する方(※過去に接種した方を除く)

○65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

○60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方(身体障害者手帳1級相当)

接種回数 1回  
自己負担額 3,000円

#### 口を指す日です。

一人ひとりが、交通ルールを守り交通事故を未然に防ぎましょう。

### 平成29年度はり・きゅう・マッサージサービ ス券の交付について

健康増進のため70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージサービスを交付します。

町が委託する治療院または医療機関で利用できます。

対象者 平成30年3月31日まで

交付枚数 年間1人3枚

有効期限 平成30年3月31日

助成額 1枚につき1,500円(医療機関は1,620円)

申込方法 直接または電話、郵便で申し込んでください。

申込・照会先 福祉課 ☎85-7790

### 郷土資料館・文化財 のボランティア募集

博物館活動または文化財や、その保護活動に興味・関心のある方、ボランティアとして活動しませんか。

### 町の組織の一部が変わります!

#### 【組織の見直し】

町民に分かりやすい組織を目指して、表のとおり組織の一部を分割または再編し、あわせて課・係の名称も変更します。

3月までの課・係名など		4月からの課・係名など	
総務防災課	防犯交通係	総務防災課	町民係
			庶務係
健康福祉課		福祉課	
保険年金課		保険健康課	
都市整備課	道路管理係	都市整備課	道路管理係
			道路工務係
環境課	生活環境係	環境課	環境政策係
	美化係		美化保全係
生涯学習課	生涯学習係 体育振興係	生涯学習課	生涯学習体育係

※表に掲げた以外の部・課などについては、変更はありません。

照会先 企画課企画調整係 ☎85-9560

### 老人クラブに 加入しませんか

老人クラブは主に60歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や地域の担い手としての活動をしています。また、健康寿命の延伸を目指し、各種スポーツやレクリエーションなどの活動を

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、申請によりワクチン接種に係る費用が全額免除されます。

照会先 さくら館 ☎85-0800

### 臨時福祉給付金(経 済対策分)のお知らせ

#### 臨時福祉給付金とは

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応(軽減税率の導入)を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものです。

#### 給付対象者

・平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者(平成28年度分の町民税(均等割)が課税されない方)

・ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

#### 給付額

給付対象者1人につき

申請手続 対象の方には申請書を発送していますが、申請日を過ぎると給付金を受給することができなくなりますので、早めに申請してください。

申請期限 6月30日(金)まで

照会先 福祉課 ☎85-7790

### 町議会議員選挙のお知らせ

9月29日任期満了による町議会議員選挙を次のとおり執行します。

告示日 9月19日(火)

投票日 9月24日(日)

照会先 町選挙管理委員会 ☎85-7111(内線337)

### ごみの持ち込みと 事業系ごみについて

ごみの減量化、資源化および適正な処理のさらなる推進と受益者負担の適正化を図るため、4月1日から「事業系一般廃棄物の収集体制の見直し」と「環境センターごみ持込料金の改定」を行います。

#### 変更点

・環境センターへの燃せるごみの持ち込みは、1キログラムあたり10円の手数料がかかります。  
・事業者が排出するごみは、原則として町内各地域のごみステーションに出すことはでき

### 春の全国交通安全運動

4月6日(木)～15日(土)は春の全国交通安全運動実施期間です!

「安全は 心と時間の ゆとりから」

「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」

車やバイク・自転車を運転する時は、交通事故防止のため、次のことを守りましょう。

○運転中、イヤホンをして音楽を聴いたり、スマートフォンなどを操作しない。

○後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく装着する。

○飲酒運転は絶対にしない。

歩行者は、歩き慣れた道であっても、まわりの安全確認を行います。

また、夜間外出する時には反射材を身に付けましょう。

4月10日(月)は「交通事故死せ

ません。ただし、一日あたりのごみの排出量が10キログラム以下である場合は、町に届出を出すことで、町のごみステーションを利用することができます。

照会先 環境課 ☎85-9565

4月10日(月)は「交通事故死せ